

平成30年3月16日

厚生常任委員会要求資料

保 健 福 祉 局

要 求 資 料 一 覧

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長の聴聞関連

1 聴聞調書

2 報告書

聴聞調書

1 聴聞の件名

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 土屋了介の解任処分に関する聴聞

2 聴聞の期日及び場所

平成30年2月22日(木) 午後0時50分から午後4時25分まで

日経横浜支局ビル2階 神奈川県共用会議室

3 主宰者の氏名及び職名

- (1) 主宰者 徳永 義宏 保健福祉局総務室管理担当課長
(2) 主宰者補助者 永井 亮 同 総務室総務グループ主任主事
高橋 和雄 同 保健医療部県立病院課調整グループ副主幹

4 聴聞の期日に出頭した当事者等の氏名並びに行政庁の職員の氏名及び職名

(1) 当事者等の氏名

当事者 土屋 了介

代理人

補佐人

(2) 行政庁の職員の氏名及び職名

玉木 真人 保健福祉局副局長

山崎 育子 保健福祉局保健医療部県立病院課長

埋橋 美穂 同 県立病院課病院機構グループ グループリーダー

5 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び出頭しなかったことについての正当な理由の有無

出頭しなかった当事者等はなし

6 当事者等の陳述及び行政庁の職員の説明

(1) 当事者の陳述の要旨

事実関係についての主張及び処分に関する意見は別紙1のとおり

(2) 行政庁の職員の説明の要旨

別紙2のとおり

7 証拠書類等の標目

- ① 平成30年2月13日付け、県病第82号 聴聞通知書に記載の「不利益処分の原因となる事実」について

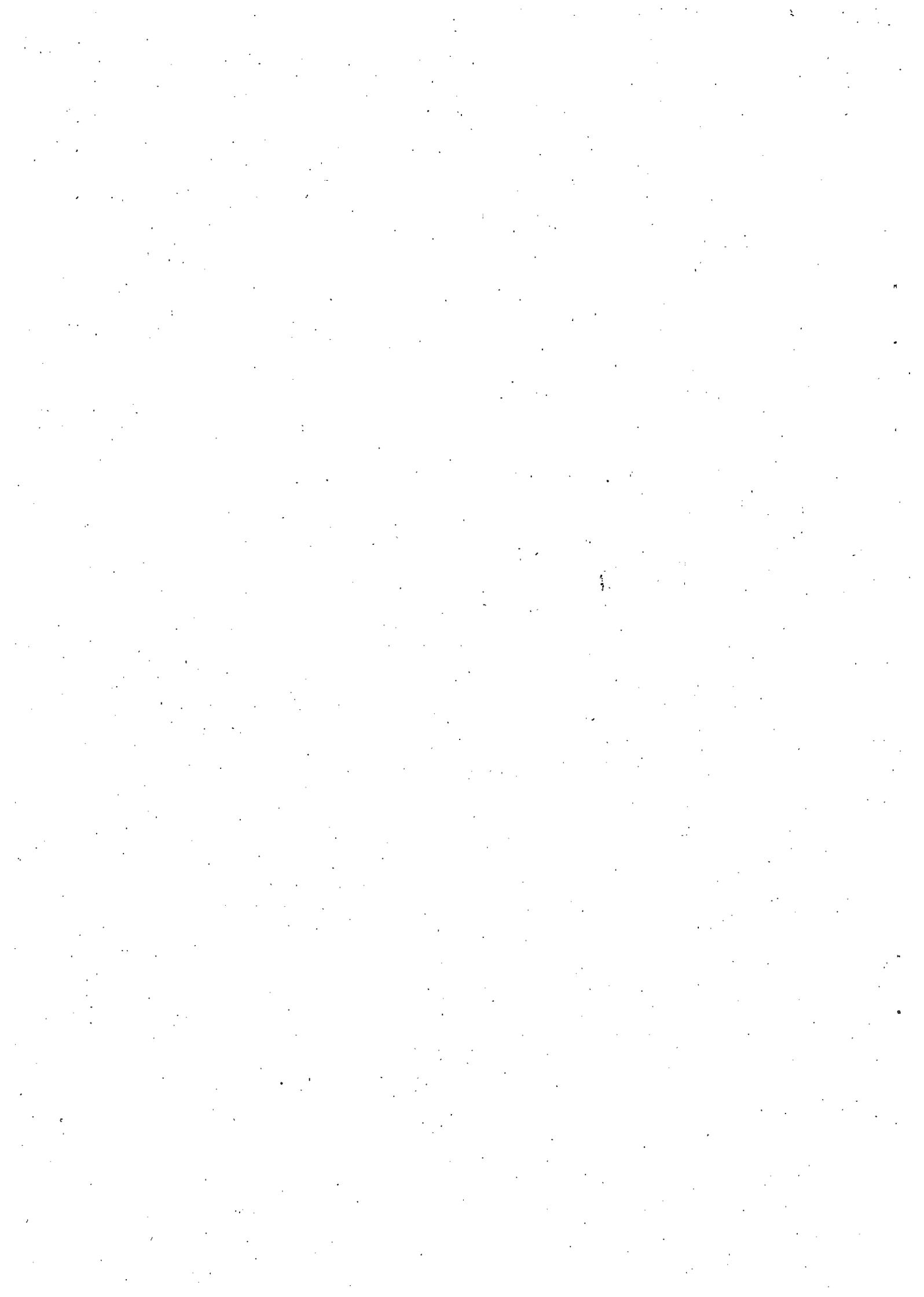
平成30年3月2日

主宰者

徳永

義宏





事実関係についての主張及び処分に関する意見

平成30年2月22日付け証拠書類「平成30年2月13日付け、県病第82号 聴聞通知書」に記載の「不利益処分の原因となる事実」について（別添）及び聴聞期日における陳述の概要は次のとおりである。

解任の理由は、平成30年2月5日の知事面談の際に示された県からの一般指揮監督の権限に関する見解の相違であり、以下の事実を原因とすることは不当である。

1 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項1に記載した事項について

[Redacted]

2 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(1)に記載した事項について

[Redacted]

[Redacted text block]

3 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(2)に記載した事項について

反論書について、県の調査委員会で報告を求められた機構幹部職員の複数名から、本人が報告した事実と異なる調査結果報告書を作成されたことは不当であり外部に事実を訴えるしかないとの理事長への報告及び意見があったことを受けたものであり、また、反論書の内容は、1月16日の理事会において議論を行った内容であり、監査コンプライアンス委員会のあり方について規程の見直しを含めた議論を行い理事会に報告するよう指示したが、委員長から報告がされず、また、委員会で実質的な議論が行われないうまま3月に持ち越されたことから、反論書を提出したものであり、調査結果の事実認定の誤りを指摘することは理事長の職務権限の範囲内の行為でもあるから、何ら問題がない。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

4 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(3)に記載した事項について

[Redacted]

5 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(4)に記載した事項について

法令違反を指摘することは機構の役員として及び国民として当然の義務であり、理事長の職務権限の範囲内の行為であること、しかも既に機構が組織として厚生局の指導を受けて修正した事項であり、機構が組織として判断していたものであるから事実誤認があること、しかるに調査委員会は、責任医師の認識について、調査結果報告書において両論併記という違法性の追認をしたため、再度、許認可権限を持つ厚生労働省に確認をする必要が生じたため厚生労働省に提出したものである。

[Redacted]

これを文書化し2月1日に厚生省の医政局長に書類を提出した、処分をお願いしたわけではなく、違法行為であると疑いがあるので事実認定をしていただきたいと申し上げたわけで、自らの部下を突き出すような行為ではない。事実そういうことであれば指導いただきたいといったことで行ったわけで口頭での説明を聞いて厚生労働省としても、調査が必要であるということで文書を受け取っていただいた。

6 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(5)に記載した事項について

[Redacted text block]

[Redacted text block]

7 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(6)に記載した事項について

[Redacted text block]

8 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項3に記載した事項について

[Redacted text block]

■■■■■

前述のとおり行為には何ら問題がないから、地独法第17条第2項柱書のその他役員たるに適しないと認めるとき」に該当しない。



平成30年2月22日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理事長

土屋了介
土屋了介

平成30年2月13日付け、県病第82号 聴聞通知書 に記載の「不利益処分
の原因となる事実」について

知事からの解任の理由は、平成30年2月5日の知事面談の際に知事から直接
示された、県からの一般指揮監督の権限に関する見解の相違である。以下の事実
を原因とすることは不当である。

(不利益処分の原因となる事実1)

1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）が設置す
る神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）では、放射線治療
医が平成30年1月末までに4名退職する見通しとなり、放射線治療及び重粒子
線治療の診療継続が危ぶまれる状況にあった。そのため、機構及びがんセンタ
ーでは、放射線治療医の確保が極めて重要な喫緊の課題となった。

処分の原因が、放射線治療医の退職であるということであれば、放射線治療
医の退職の原因は以下のとおりである。

(1) 退職する医師に対しては、監査コンプライアンス室が聴取を行っており、
聴取した内容は以下の通りである。なお、当該聴取内容は、監査コンプライアン
ス室から病院機構の監事宛に報告を行い、さらに、県の調査委員会にも報告した。

[Redacted text block]

(2) (1) の監査コンプライアンス室からの報告に記載されていない事実については以下の通りである。なお、これも県の調査委員会には報告を行った。

[Redacted text block]

(3) まとめ

[Redacted text block]

[REDACTED]

このように、放射線治療医退職を土屋理事長の解任の理由とすることはできない。

(不利益処分の原因となる事実2)

2(1) あなたは、機構役職員に対する「年末のご挨拶」(平成29年12月28日)及び「理事長挨拶」(平成30年1月4日)において、[REDACTED]について、機構が組織として事実認定していない、あなたの一方的な見解を主張するとともに、挨拶原稿の一部を外部に対して提供した。

[REDACTED]

また、「年末のご挨拶」で述べた内容は、もとより理事長の職務権限の範囲内で表明しても適法であるが、平成29年12月に機構本部において機構幹部が毎日対策会議を開催したが、そこで既に議論されたことであり、幹部から異論反論は全く無かったものである。[REDACTED]

[REDACTED] なお、理事長の年末の職員に対する挨拶内容について、神奈川県がこれに干渉することは、業務内容に対する地方独立行政法人法違反の違法

な干渉である。

(不利益処分の原因となる事実2) (2) あなたは、県がとりまとめた「地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に関する調査委員会 調査結果報告書」(平成30年1月24日付け)に対する反論書を機構内部の意見を集約しないまま作成し、平成30年2月2日、県に提出するとともに、同日これを記者会見の場で公表した。同反論書において、あなたは、
、機構が組織として事実認定していない、あなたの一方的な見解を主張した。

前記「調査委員会 調査結果報告書」は、詳細が県から機構に対して示されることはなかった。しかし、当該報告書には、以下に述べる通り、事実認定に誤りがあったため、被処分者は、調査委員会の事実認定の誤りを指摘したのである。即ち、調査委員会で報告を求められた機構幹部職員の複数名から、本人が報告し

た事実と異なる調査結果報告書を作成されたことは不当であり、県に訴えても取り上げられないので外部に事実を訴えるしかないと、理事長に報告および意見が寄せられた。

このことから、事実認定の誤りを指摘し県民に対して説明を行う機会は奪われてしまった。

反論書に記載の内容については、1月16日の理事会において議論を行った内容である。監査コンプライアンス委員会には今後の機構の監査コンプライアンス委員会のあり方につき、見解の相違が発生しないよう規程の見直しを含めた議論を行い理事会に報告するよう指示した。

監査コンプライアンス委員会の委員長は佐藤副理事長兼事務局長であるが、委員長から理事長に対し委員会の議論の報告はなかった。監査コンプライアンス室より委員会議論の報告があったが、実質的な議論が行われぬまま3月に持ち越すということであった。

これらの経緯から2月2日に理事長名において、反論書を県に提出したが、事実認定の誤りを指摘することは理事長の職務権限の範囲内の行為でもあるから何ら問題がない。

これらのことから、2月2日に反論書を提出し、記者会見の場で公表を行ったのである。

このように、事実認定の誤りを指摘されたのであるから、当然、神奈川県及び調査委員会としては、自らが認定した事実がどのような証拠に基づいて認定されたのかを明らかにすべき義務があった。

それにも拘わらず、自らの事実認定の根拠を明らかにすることなく、事実認定の誤りを指摘したことをもって解任理由とすることは、地方独立行政法人の自主性・自律性を侵害するものであり地方独立行政法人法に反し違法である。勿論、事実認定の誤りを指摘することが解任の理由とならないことは言うまでもない。

(不利益処分の原因となる事実2)

(3) また、あなたは、上記(2)の反論書において、機構監事による「監査結果報告書」に対して、「極めて偏頗的、且つ、拙速に作成され県に提出された」、「規

程に則っていないのはむしろ監事の方であろう」など、機構組織としての監査結果に対する認識と異なる、あなたの一方的な見解を主張した。

今回作成された「監査結果報告書」は、機構組織としての監査結果に基づいたものではない。

このような監査が機構組織としてのものでないことは明らかである。

このように、組織として行われたものではない監事監査結果報告書に事実認定の誤りがあり、これを指摘することは、地方独立行政法人の理事長の職務として当然の行為である。

それにも拘らず、事実認定の誤りを指摘したことをもって解任理由とすることは、地方独立行政法人の自主性・自律性を侵害するものであり地方独立行政法人法に反し違法である。

(不利益処分の原因となる事実2)

(4) あなたは、機構が組織として事実認定していないにもかかわらず、
違法行為を行ったとする一方的な見解を主張し、
これを理由として行政処分を求める旨の文書を平成 30 年 2 月 1 日付け

で厚生労働省に提出した。

法令違反を指摘することは、機構の役員として及び国民として当然の義務であり、また、理事長の職務権限の範囲内の行為である。

もし、法令違反を組織として認定した上でなければ指摘することができないということであれば、それは違法性の組織的隠ぺいの奨励であり、公益通報者保護法等の昨今の法律を全く理解していない主張である。

しかも、既に機構が組織として厚生局の指導を受けて修正した事項であり、機構が組織として判断していたものであるからここでも事実誤認がある。

しかるに、調査委員会は責任医師の認識について、県は調査結果報告書において両論併記という違法性の追認をしたため、再度、許認可権限をもつ厚生労働省に確認をする必要が生じたために厚生労働省へ提出したのである。

いずれにしても、法令違反の指摘が解任理由とはならないことは論を俟たないことである。

(不利益処分の原因となる事実2)

(5) あなたは、平成30年2月から同年3月までの医師確保対策に成果をあげるとともに、同年4月以降の医師確保に取り組んでいた、がんセンター病院長を降格させる人事異動を、同年2月2日、機構内部の検討を経ず、かつ、病院長に明確な理由を説明することなく強行した。翌開院日の同月5日朝には、当該人事異動に係る理事長名の周知文(来院者向け及び職員向け)及び人事異動通知書が、病院玄関ほか院内の患者や職員の目に容易に触れる複数箇所に貼り出され、病院内が騒然とする事態に陥った。

人事異動は理事長の人事権に基づく行為であり、機構内の規程において理事でない大川病院長の異動について、組織的な検討及び決定は法令上及び定款上不要である。

また、理事長が張り紙を出すのに、県立がんセンター職員の許可は不要であり何の問題もない。



加えて、病院内の混乱については顧問弁護士を派遣して混乱が起きた場合にも対応できるように配慮していた。当日、午前8時30分の外来開始時において確認を行ったが、粛々と外来診療が開始しており騒然とする事態はなかった。

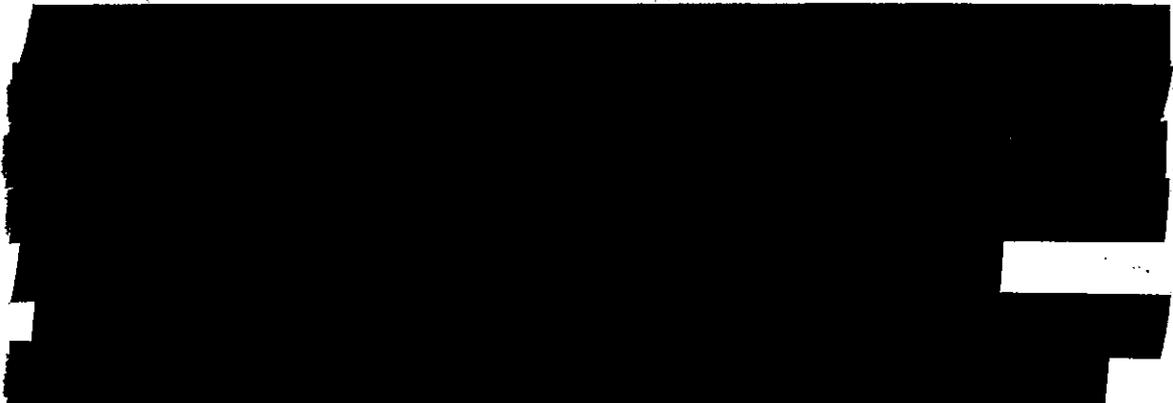
このようにここでも事実誤認がある。

そもそも、地方独立行政法人法上、人事権は理事長の権限とされており、しかも、今回の人事権の発動は、懲戒権の行使としての解任等ではなく単なる人事異動である。

よって、これを解任理由とすることは、地方独立行政法人の自主性・自律性を侵害するものであり地方独立行政法人法に反し違法である。

(不利益処分の原因となる事実2)

(6) 上記のようなあなたの一連の言動を受けて、平成30年2月5日、機構副理事長ほか幹部職員から、理事長の解任を求める緊急声明が発表され、また、がんセンター副院長ほか職員一同から、知事あてに善処を求める旨の書面が提出された。



よって、当該声明については、機構としての組織的な決定が行われたわけではなく、単なる一方的な主張に過ぎない。

このような、機構内部における意見の対立について、県が干渉し、これをもって解任理由とすることは、地方独立行政法人の自主性・自律性を侵害するもので

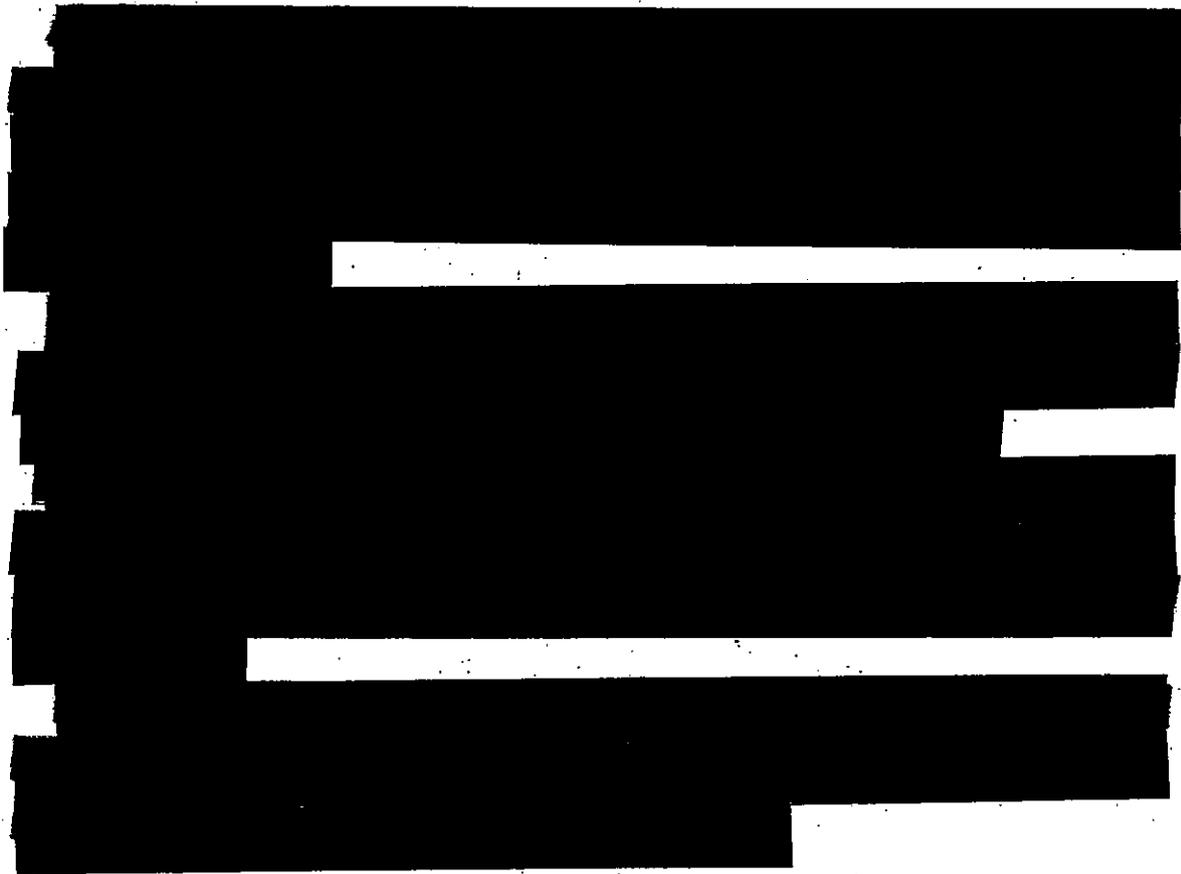
あり地方独立行政法人法に反し違法である。

幹部職員からの書面が知事に出されたことを原因とするのであれば、今後、地方独立行政法人の改革は不可能となるであろう。何のための地方独立行政法人化であったのか、その趣旨に立ち返るべきである。

(不利益処分の原因となる事実3)

3 あなたの一連の行為によって、あなたと機構役職員との信頼関係は大きく損なわれ、がんセンターにとどまらず、機構全体の組織運営における著しい混乱が生じ、このことにより、現下の喫緊の課題である医師確保及び診療継続に支障をきたしかねない状況に陥った。

機構役職員との信頼関係は平成29年12月までは良好であり、病院に対して理事長として必要な指示指導を行っていた。



(不利益処分の原因となる事実)

これらのことを総合的に判断すれば、あなたは、県民に対する高度・専門医

療や地域医療を安定的に提供するという、公共性の高い事業を担う機構の理事長として、十分な資質を有していないといわざるを得ず、このことは、地方独立行政法人法第17条第2項柱書の「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当する。

前述のとおり、被処分者の行為には何ら問題がないから、地方独立行政法人法第17条第2項柱書の「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当しない。

おわりに

地方独立行政法人は、設立団体からは独立した別の法人格を持つ団体であり、これに対しては違法行為を除いて干渉することはできず、一般指揮監督権が無いことは地方独立行政法人法上明らかである。

しかし、知事からの解任の理由は2月5日の知事面談で示されたとおり、地方独立行政法人である県立病院機構に対する神奈川県的一般指揮権があるという知事の見解に基づくものであった。

神奈川県は、設立団体として、地方独立行政法人法を正確に理解しなければならない。

以上

行政庁の職員の説明の要旨

1 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項1について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）が設置する神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）では、放射線治療医が平成30年1月末までに4名退職する見通しとなり、放射線治療及び重粒子線治療の診療継続が危ぶまれる状況にあった。そのため、機構及びがんセンターでは、放射線治療医の確保が極めて重要な喫緊の課題となった。

平成30年2月5日付け緊急声明（以下「緊急声明」という。）の内容などを踏まえて、当時の病院機構及びがんセンターの背景事情について事実認定したものである。

2 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(1)について

あなたは、機構役職員に対する「年末のご挨拶」（平成29年12月28日）及び「理事長挨拶」（平成30年1月4日）において、XXXXXXXXXXについて、機構が組織として事実認定していない、あなたの一方的な見解を主張するとともに、挨拶原稿の一部を外部に対して提供した。

平成30年2月9日付け両副理事長申立書（以下「申立書」という。）において、
・ 「平成29年12月28日「年末のご挨拶」及び平成30年1月4日年始の「理事長挨拶」の内容は、機構内で議論、整理は行われていない。これらの内容が、機構内外に、機構が組織として発信したものと誤って認識されるのではないかと大きな危惧を抱いたところである」と記載されていること

緊急声明において、

・ 理事長が、同年2月2日付け「調査結果報告書に対する反論」（以下「反論書」という。）の中で、県の調査結果が不適切であるという見解を示していることに対して、病院機構としては県の調査結果は妥当なものであると認識している旨が記載されていること

などを踏まえて、事実認定したものである。

3 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(2)について

あなたは、県がとりまとめた「地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に関する調査委員会 調査結果報告書」(平成30年1月24日付け)に対する反論書を機構内部の意見を集約しないまま作成し、平成30年2月2日、県に提出するとともに、同日これを記者会見の場で公表した。同反論書において、あなたは、XXXXXXXXXX機構が組織として事実認定していない、あなたの一方的な見解を主張した。

申立書において、次のような認識が示されていることなどを踏まえて、事実認定したものである。

- ・ 反論書は、機構内で記載内容に関する議論、検討や起案、決裁等は行われておらず、組織として、決定、提出したものではない。理事長個人の見解について作成、提出されたものと判断している。
- ・ 平成30年1月31日付け県病第79号通知で県から機構に調査結果の通知があり、これについても速やかに理事会で説明し、併せてこれに対する県への措置状況報告文書について意見をいただき確定したうえで、県に提出することが、組織の対応として相当である。こうした中で理事長反論書が突然県に提出され、同日の理事長の記者会見で公表されたが、組織として提出、公表されたものと誤って認識されるのではないかと大きな危惧を抱いたところである。

4 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(3)について

あなたは、上記(2)の反論書において、機構監事による「監査結果報告書」に対して、「極めて偏頗的、且つ、拙速に作成され県に提出された」、「規程に則っていないのはむしろ監事の方であろう」など、機構組織としての監査結果に対する認識と異なる、あなたの一方的な見解を主張した。

申立書において、次のように結論付けられていることなどを踏まえて、事実認定したものである。

- ・ コンプライアンス委員会で議論し、組織としての対応を整理しようとしている段階にもかかわらず、理事長が、反論書で規程違反はなかったとの結論を唐突に示されたことには強い違和感がある。
- ・ 監事監査結果報告書で、コンプライアンス推進規程及びハラスメント防止規程を遵守した適正な対応について指摘されたことは、機構として重く受け止める必要がある。

- ・ 委員や事務局の間で意見がまだ分かれている中での、個人的な見解と判断せざるを得ない。

5 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(4)について

あなたは、機構が組織として事実認定していないにもかかわらず、
違法行為を行ったとする一方的な見解を主張し、これを理由として
行政処分を求める旨の文書を平成30年2月1日付けで厚生労働省に提出した。

申立書において、

- ・ 「(この内容は) 機構内で記載内容に関する議論、検討は行われていない」「起案、決裁等も行われておらず、組織として決定、提出したものではない。理事長個人の見解について作成、提出されたものと判断している」と記載されていること

などを踏まえて、事実認定したものである。

6 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(5)について

あなたは、平成30年2月から同年3月までの医師確保対策に成果をあげるとともに、同年4月以降の医師確保に取り組んでいた、がんセンター病院長を降格させる人事異動を、同年2月2日、機構内部の検討を経ず、かつ、病院長に明確な理由を説明することなく強行した。翌開院日の同月5日朝には、当該人事異動に係る理事長名の周知文(来院者向け及び職員向け)及び人事異動通知書が、病院玄関ほか院内の患者や職員の目に容易に触れる複数個所に貼り出され、病院内が騒然とする事態に陥った。

平成30年1月24日付け両副理事長から理事長あての人事異動再考依頼文書において、

- ・ 「病院長も構成員となっている、県の放射線治療医確保対策委員会の取り組みが進捗する中、今回の人事異動によって診療体制の構築が困難となること」「今回の人事異動を行うことは、神奈川県立病院機構に勤務する職員の理解が得られないこと」等の理由から「(人事異動の)再考をお願い申し上げます」と記載されていること

[Redacted text block]

「貼り紙の掲示について」(がんセンター報告文)において、

- ・ 同月5日午前6時30分頃から貼り出され、同日6時57分に初めて患者が掲示の内容を確認していたこと

緊急声明において、

- ・ 「現場を騒然とさせ、診療現場において著しい混乱を生じさせたことは、許されるべきではないこと、職員が安心して働ける職場環境にはもはやないこと」と記載されていること

同年2月5日県立がんセンター職員一同による知事あて文書(以下「職員一同文書」)において、

- ・ 「何者かにより病院長更迭の人事異動通知書のコピーが院内各所に掲示される事態」「患者のためと想い、日夜業務に励んでいる私ども職員はやるせない気持ち」と記載されていること

などを踏まえて、事実認定したものである。

7 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(6)について

上記のようなあなたの一連の言動を受けて、平成30年2月5日、機構副理事長ほか幹部職員から、理事長の解任を求める緊急声明が発表され、また、がんセンター副院長ほか職員一同から、知事あてに善処を求める旨の書面が提出された。

緊急声明において、

- ① 調査報告書に対する反論について、病院機構としては県の調査結果は妥当なものであると認識していること
- ② 監事監査結果について、病院機構としては指摘を重く受け止めていること
- ③ 「医道審議会における審議対象事案と思われる事例に関するご報告」の中で、事実と異なりかつ名誉毀損の恐れがある事項を指摘していること
- ④ ①の反論と③の報告は、理事長が単独で行ったものであり、病院機構が組織として意思決定し作成したものではないこと
- ⑤ 大川病院長に対する人事異動を発表したことは不当で受け入れられないこと、がんセンターの玄関、診療棟はじめ至るところに辞令が張り出され、現場を騒然とさせ、診療現場において著しい混乱を生じさせたことは許されるべきではないこと、職員が安心して働ける職場環境にはないこと
- ⑥ 問題が多いとの情報が寄せられている医師の採用を強行しようとするなど、診療継続に悪影響を与えかねない行為を行っていること、平成30年2月及び3月に来ていただいた一部の医師についても一旦お断りの連絡を入れるなど、先方との信頼関係を損ないかねない行動を取ったこと
- ⑦ 以上のとおり、理事長の行動には看過できない問題があり、今後、病院機構の適切な運営を図っていく上で理事長の任に適さないと認められること
 - ・ さらに、このままでは医師確保に支障を来し、医療の提供自体に重大な危機を招くことを危惧していること
 - ・ 病院機構の存続自体が危ぶまれる等の指摘がされていること

職員一同文書において、

- ・ 「病院長以下、職員一丸となって診療体制の正常化に向け全力を尽くしているところに、この人事異動が発令され、現場に大変な混乱と動揺が生じており」と記載されていること

などを踏まえて、事実認定したものである。

8 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項3について

あなたの一連の行為によって、あなたと機構役職員との信頼関係は大きく損なわれ、がんセンターにとどまらず、機構全体の組織運営における著しい混乱が生じ、このことにより、現下の喫緊の課題である医師確保及び診療継続に支障をきたしかねない状況に陥った。これらのことを総合的に判断すれば、あなたは、県民に対する高度・専門医療や地域医療を安定的に提供するという、公共性の高い事業を担う機構の理事長として、十分な資質を有していないといわざるを得ず、このことは、地方独立行政法人法第17条第2項柱書の「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当する。

聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(1)～(6)において認定したような理事長の一連の行為及び事実により、「あなたの一連の行為によって、あなたと機構役職員との信頼関係は大きく損なわれ、がんセンターにとどまらず、機構全体の組織運営における著しい混乱が生じ、このことにより、現下の喫緊の課題である医師確保及び診療継続に支障をきたしかねない状況に陥った」と事実認定したものである。

これらのことを総合的に判断すると、県民に対する高度・専門医療や地域医療を安定的に提供するという、公共性の高い事業を担う機構の理事長として十分な資質を有しておらず、このことが地方独立行政法人法第17条第2項柱書（その他役員たるに適しないと認めるとき）に該当すると結論付けたものである。

報告書

1 聴聞の件名

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 土屋了介の解任処分に関する聴聞

2 聴聞の期日及び場所

平成30年2月22日(木) 午後0時50分から午後4時25分まで
日経横浜支局ビル2階 神奈川県共用会議室

3 主宰者の氏名及び職名

徳永 義宏 保健福祉局総務室管理担当課長

4 主宰者の意見

不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張については、理由がないものとする。

5 不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張

別紙1のとおり。

6 理由

(1) 不利益処分の原因となる事実についての当事者の主張及び行政庁の説明

ア 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項1について

1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）が設置する神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）では、放射線治療医が平成30年1月末までに4名退職する見通しとなり、放射線治療及び重粒子線治療の診療継続が危ぶまれる状況にあった。そのため、機構及びがんセンターでは、放射線治療医の確保が極めて重要な喫緊の課題となった。

(当事者の主張)

別紙1のとおり

(行政庁の説明)

平成30年2月5日付け緊急声明（以下「緊急声明」という。）の内容などを踏まえて、

当時の病院機構及びがんセンターの背景事情について事実認定したものである。

イ 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(1)について

(1) あなたは、機構役職員に対する「年末のご挨拶」(平成29年12月28日)及び「理事長挨拶」(平成30年1月4日)において、XXXXXXXXXXについて、機構が組織として事実認定していない、あなたの一方的な見解を主張するとともに、挨拶原稿の一部を外部に対して提供した。

(当事者の主張)

別紙1のとおり

(行政庁の説明)

平成30年2月9日付け両副理事長申立書(以下「申立書」という。)において、

- ・ 「平成29年12月28日「年末のご挨拶」及び平成30年1月4日年始の「理事長挨拶」の内容は、機構内で議論、整理は行われていない。これらの内容が、機構内外に、機構が組織として発信したものと誤って認識されるのではないかと大きな危惧を抱いたところである」と記載されていること

緊急声明において、

- ・ 理事長が、同年2月2日付け「調査結果報告書に対する反論」(以下「反論書」という。)の中で、県の調査結果が不適切であるという見解を示していることに対して、病院機構としては県の調査結果は妥当なものであると認識している旨が記載されていること

などを踏まえて、事実認定したものである。

なお、代理人から、XXXXXXXXXXに関して、調査結果報告書において両論併記だったという箇所だけでも資料として提出することは考えられないか、との意見が出された。

これに対して、行政庁は、当事者が作成した反論書の中に、「調査結果報告書において、研修派遣の理由、必要性に関する両者の認識が両論併記されている」という記載があり、当事者が既に承知している内容であることを説明した上で、資料の提出を行わなかった。

(行政庁の説明)

申立書において、次のように結論付けられていることなどを踏まえて、事実認定したものである。

- ・ コンプライアンス委員会で議論し、組織としての対応を整理しようとしている段階にもかかわらず、理事長が、反論書で規程違反はなかったとの結論を唐突に示されたことには強い違和感がある。
- ・ 監事監査結果報告書で、コンプライアンス推進規程及びハラスメント防止規程を遵守した適正な対応について指摘されたことは、機構として重く受け止める必要がある。
- ・ 委員や事務局の間で意見がまだ分かれている中での、個人的な見解と判断せざるを得ない。

オ 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(4)について

(4) あなたは、機構が組織として事実認定していないにもかかわらず、
違法行為を行ったとする一方的な見解を主張し、これを理由として
行政処分を求める旨の文書を平成30年2月1日付けで厚生労働省に提出した。

(当事者の主張)

別紙1のとおり

(行政庁の説明)

申立書において、

- ・ 「(この内容は) 機構内で記載内容に関する議論、検討は行われていない」「起案、決裁等も行われておらず、組織として決定、提出したものではない。理事長個人の見解について作成、提出されたものと判断している」と記載されていること

などを踏まえて、事実認定したものである。

カ 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(5)について

(5) あなたは、平成30年2月から同年3月までの医師確保対策に成果をあげるとともに、同年4月以降の医師確保に取り組んでいた、がんセンター病院長を降格させる人事異動を、同年2月2日、機構内部の検討を経ず、かつ、病院長に明確な理由を説明することなく強行した。翌開院日の同月5日朝には、当該人事異動に係る理事長名の周知文(来院者向け及び職員向け)及び人事異動通知書が、病院玄関ほか院内の患者や職員の目に容易に触れる複数個所に貼り出され、病院内が騒然とする事態に陥った。

(当事者の主張)

別紙1のとおり

(行政庁の説明)

平成30年1月24日付け両副理事長から理事長あての人事異動再考依頼文書において、

- ・ 「病院長も構成員となっている、県の放射線治療医確保対策委員会の取組みが進捗する中、今回の人事異動によって診療体制の構築が困難となること」「今回の人事異動を行うことは、神奈川県立病院機構に勤務する職員の理解が得られないこと」等の理由から「(人事異動の)再考をお願い申し上げます」と記載されていること

[Redacted text block]

「貼り紙の掲示について」(がんセンター報告文)において、

- ・ 同月5日午前6時30分頃から貼り出され、同日6時57分に初めて患者が掲示の内容を確認していたこと

緊急声明において、

- ・ 「現場を騒然とさせ、診療現場において著しい混乱を生じさせたことは、許されるべきではないこと、職員が安心して働ける職場環境にはもはやないこと」と記載されていること

同年2月5日県立がんセンター職員一同による知事あて文書(以下「職員一同文書」)において、

- ・ 「何者かにより病院長更迭の人事異動通知書のコピーが院内各所に掲示される事

態」 「患者のためと想い、日夜業務に励んでいる私ども職員はやるせない気持ち」と記載されていること
などを踏まえて、事実認定したものである。

キ 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(6)について

(6) 上記のようなあなたの一連の言動を受けて、平成30年2月5日、機構副理事長ほか幹部職員から、理事長の解任を求める緊急声明が発表され、また、がんセンター副院長ほか職員一同から、知事あてに善処を求める旨の書面が提出された。

(当事者の主張)

別紙1のとおり

(行政庁の説明)

緊急声明において、

- ① 調査報告書に対する反論について、病院機構としては県の調査結果は妥当なものであると認識していること
- ② 監事監査結果について、病院機構としては指摘を重く受け止めていること
- ③ 「医道審議会における審議対象事案と思われる事例に関するご報告」の中で、事実と異なりかつ名誉毀損の恐れがある事項を指摘していること
- ④ ①の反論と③の報告は、理事長が単独で行ったものであり、病院機構が組織として意思決定し作成したものではないこと
- ⑤ 大川病院長に対する人事異動を発表したことは不当で受け入れられないこと、がんセンターの玄関、診療棟はじめ至るところに辞令が張り出され、現場を騒然とさせ、診療現場において著しい混乱を生じさせたことは許されるべきではないこと、職員が安心して働ける職場環境にはないこと
- ⑥ 問題が多いとの情報が寄せられている医師の採用を強行しようとするなど、診療継続に悪影響を与えかねない行為を行っていること、平成30年2月及び3月に来ていただいた一部の医師についても一旦お断りの連絡を入れるなど、先方との信頼関係を損ないかねない行動を取ったこと
- ⑦ 以上のとおり、理事長の行動には看過できない問題があり、今後、病院機構の適切な運営を図っていく上で理事長の任に適さないと認められること
 - ・ さらに、このままでは医師確保に支障を来し、医療の提供自体に重大な危機を招くことを危惧していること
 - ・ 病院機構の存続自体が危ぶまれる等の指摘がされていること

職員一同文書において、

- ・ 「病院長以下、職員一丸となって診療体制の正常化に向け全力を尽くしているところに、この人事異動が発令され、現場に大変な混乱と動揺が生じており」と記載されていること

などを踏まえて、事実認定したものである。

ク 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項3について

3 あなたの一連の行為によって、あなたと機構役職員との信頼関係は大きく損なわれ、がんセンターにとどまらず、機構全体の組織運営における著しい混乱が生じ、このことにより、現下の喫緊の課題である医師確保及び診療継続に支障をきたしかねない状況に陥った。これらのことを総合的に判断すれば、あなたは、県民に対する高度・専門医療や地域医療を安定的に提供するという、公共性の高い事業を担う機構の理事長として、十分な資質を有していないといわざるを得ず、このことは、地方独立行政法人法第17条第2項柱書の「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当する。

(当事者の主張)

別紙1のとおり

(行政庁の説明)

聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(1)～(6)において認定したような理事長の一連の行為及び事実により、「あなたの一連の行為によって、あなたと機構役職員との信頼関係は大きく損なわれ、がんセンターにとどまらず、機構全体の組織運営における著しい混乱が生じ、このことにより、現下の喫緊の課題である医師確保及び診療継続に支障をきたしかねない状況に陥った」と事実認定したものである。

これらのことを総合的に判断すると、県民に対する高度・専門医療や地域医療を安定的に提供するという、公共性の高い事業を担う機構の理事長として十分な資質を有しておらず、このことが地方独立行政法人法第17条第2項柱書(その他役員たるに適しないと認めるとき)に該当すると結論付けたものである。

(2) 結論

聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項1及び2では、判断に至った背景や事実経過が記載されている。当事者は、これに対して、自らの意見を縷々主張するが、行政庁の説明や証拠に照らすと、行政庁が認定した事実自体に誤りがあるものとは認められない。

また、同事実3では、1及び2の背景や事実経過を踏まえ、行政庁が総合的に判断した結果、当事者は、県民に対する高度・専門医療や地域医療を安定的に提供するという、公共性の高い事業を担う機構の理事長として十分な資質を有しておらず、このことが地方独立行政法人法第17条第2項柱書（その他役員たるに適しないと認めるとき）に該当しているとしている。かかる行政庁の判断に対しても当事者は様々な主張を展開しているが、機構副理事長ほか幹部職員から理事長の解任を求める緊急声明が発表され、また、がんセンター副院長ほか職員一同から知事あてに善処を求める旨の書面が提出されるまでの事態に至った現下の状況を踏まえると、その主張は、行政庁が総合考慮して導き出した結論を左右するものとは認められない。

以上のことからすると、当事者の主張には理由がないものと考える。

平成30年3月2日

主宰者 徳永 義宏



不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張

平成30年2月22日付け証拠書類「平成30年2月13日付け、県病第82号 聴聞通知書」に記載の「不利益処分の原因となる事実」について（別添）及び聴聞期日における陳述の概要は次のとおりである。

解任の理由は、平成30年2月5日の知事面談の際に示された県からの一般指揮監督の権限に関する見解の相違であり、以下の事実を原因とすることは不当である。

1 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項1に記載した事項について

[Redacted content]

2 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(1)に記載した事項について

[Redacted content]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

3 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(2)に記載した事項について

反論書について、県の調査委員会で報告を求められた機構幹部職員の複数名から、本人が報告した事実と異なる調査結果報告書を作成されたことは不当であり外部に事実を訴えるしかないとの理事長への報告及び意見があったことを受けたものであり、また、反論書の内容は、1月16日の理事会において議論を行った内容であり、監査コンプライアンス委員会のあり方について規程の見直しを含めた議論を行い理事会に報告するよう指示したが、委員長から報告がされず、また、委員会で実質的な議論が行われないうまま3月に持ち越されたことから、反論書を提出したものであり、調査結果の事実認定の誤りを指摘することは理事長の職務権限の範囲内の行為でもあるから、何ら問題がない。

[Redacted text block]

- 4 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(3)に記載した事項について

- 5 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(4)に記載した事項について

法令違反を指摘することは機構の役員として及び国民として当然の義務であり、理事長の職務権限の範囲内の行為であること、しかも既に機構が組織として厚生局の指導を受けて修正した事項であり、機構が組織として判断していたものであるから事実誤認があること、しかるに調査委員会は、責任医師の認識について、調査結果報告書において両論併記という違法性の追認をしたため、再度、許認可権限を持つ厚生労働省に確認をする必要が生じたため厚生労働省に提出したものである。

これを文書化し2月1日に厚生省の医政局長に書類を提出した、処分をお願いしたわけではなく、違法行為であると疑いがあるので事実認定をしていただきたいと申し上げたわけで、自らの部下を突き出すような行為ではない。事実そういうことであれば指導いただきたいといったことで行ったわけで口頭での説明を聞いて厚生労働省としても、調査が必要であるということで文書を受け取っていただいた。

- 6 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(5)に記載した事項について

[Redacted text block]

[Redacted text block]

7 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項2(6)に記載した事項について

[Redacted text block]

8 聴聞通知書「不利益処分の原因となる事実」の項3に記載した事項について

[Redacted text block]

■

前述のとおり行為には何ら問題がないから、地独法第17条第2項柱書のその他役員たるに適しないと認めるとき」に該当しない。



平成30年2月22日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理事長

土屋了介

土屋了介

平成30年2月13日付け、県病第82号 聴聞通知書 に記載の「不利益処分
の原因となる事実」について

知事からの解任の理由は、平成30年2月5日の知事面談の際に知事から直接
示された、県からの一般指揮監督の権限に関する見解の相違である。以下の事実
を原因とすることは不当である。

(不利益処分の原因となる事実1)

1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）が設置す
る神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）では、放射線治療
医が平成30年1月末までに4名退職する見通しとなり、放射線治療及び重粒子
線治療の診療継続が危ぶまれる状況にあった。そのため、機構及びがんセンタ
ーでは、放射線治療医の確保が極めて重要な喫緊の課題となった。

処分の原因が、放射線治療医の退職であるということであれば、放射線治療
医の退職の原因は以下のとおりである。

(1) 退職する医師に対しては、監査コンプライアンス室が聴取を行っており、
聴取した内容は以下の通りである。なお、当該聴取内容は、監査コンプライアン
ス室から病院機構の監事宛に報告を行い、さらに、県の調査委員会にも報告した。

[Redacted text block]

(2) (1) の監査コンプライアンス室からの報告に記載されていない事実については以下の通りである。なお、これも県の調査委員会には報告を行った。

[Redacted text block]

(3) まとめ

[Redacted text block]

[REDACTED]

このように、放射線治療医退職を土屋理事長の解任の理由とすることはできない。

(不利益処分の原因となる事実2)

2(1) あなたは、機構役職員に対する「年末のご挨拶」(平成29年12月28日)及び「理事長挨拶」(平成30年1月4日)において、[REDACTED]について、機構が組織として事実認定していない、あなたの一方的な見解を主張するとともに、挨拶原稿の一部を外部に対して提供した。

[REDACTED]

また、「年末のご挨拶」で述べた内容は、もとより理事長の職務権限の範囲内で表明しても適法であるが、平成29年12月に機構本部において機構幹部が毎日対策会議を開催したが、そこで既に議論されたことであり、幹部から異論反論は全く無かったものである。

[REDACTED] なお、理事長の年末の職員に対する挨拶内容について、神奈川県がこれに干渉することは、業務内容に対する地方独立行政法人法違反の違法

な干渉である。

(不利益処分の原因となる事実2) (2) あなたは、県がとりまとめた「地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に関する調査委員会 調査結果報告書」(平成30年1月24日付け)に対する反論書を機構内部の意見を集約しないまま作成し、平成30年2月2日、県に提出するとともに、同日これを記者会見の場で公表した。同反論書において、あなたは、
、機構が組織として事実認定していない、あなたの一方的な見解を主張した。

前記「調査委員会 調査結果報告書」は、詳細が県から機構に対して示されることはなかった。しかし、当該報告書には、以下に述べる通り、事実認定に誤りがあったため、被処分者は、調査委員会の事実認定の誤りを指摘したのである。即ち、調査委員会で報告を求められた機構幹部職員の複数名から、本人が報告し

た事実と異なる調査結果報告書を作成されたことは不当であり、県に訴えても取り上げられないので外部に事実を訴えるしかない、理事長に報告および意見が寄せられた。

このことから、事実認定の誤りを指摘し県民に対して説明を行う機会は奪われてしまった。

反論書に記載の内容については、1月16日の理事会において議論を行った内容である。監査コンプライアンス委員会には今後の機構の監査コンプライアンス委員会のあり方につき、見解の相違が発生しないよう規程の見直しを含めた議論を行い理事会に報告するよう指示した。

監査コンプライアンス委員会の委員長は佐藤副理事長兼事務局長であるが、委員長から理事長に対し委員会の議論の報告はなかった。監査コンプライアンス室より委員会議論の報告があったが、実質的な議論が行われぬまま3月に持ち越すということであった。

これらの経緯から2月2日に理事長名において、反論書を県に提出したが、事実認定の誤りを指摘することは理事長の職務権限の範囲内の行為でもあるから何ら問題がない。

これらのことから、2月2日に反論書を提出し、記者会見の場で公表を行ったのである。

このように、事実認定の誤りを指摘されたのであるから、当然、神奈川県及び調査委員会としては、自らが認定した事実がどのような証拠に基づいて認定されたのかを明らかにすべき義務があった。

それにも拘わらず、自らの事実認定の根拠を明らかにすることなく、事実認定の誤りを指摘したことをもって解任理由とすることは、地方独立行政法人の自主性・自律性を侵害するものであり地方独立行政法人法に反し違法である。勿論、事実認定の誤りを指摘することが解任の理由とならないことは言うまでもない。

(不利益処分の原因となる事実2)

(3) また、あなたは、上記(2)の反論書において、機構監事による「監査結果報告書」に対して、「極めて偏頗的、且つ、拙速に作成され県に提出された」、「規

程に則っていないのはむしろ監事の方であろう」など、機構組織としての監査結果に対する認識と異なる、あなたの一方的な見解を主張した。

今回作成された「監査結果報告書」は、機構組織としての監査結果に基づいたものではない。

このような監査が機構組織としてのものでないことは明らかである。

このように、組織として行われたものではない監事監査結果報告書に事実認定の誤りがあり、これを指摘することは、地方独立行政法人の理事長の職務として当然の行為である。

それにも拘らず、事実認定の誤りを指摘したことをもって解任理由とすることは、地方独立行政法人の自主性・自律性を侵害するものであり地方独立行政法人法に反し違法である。

(不利益処分の原因となる事実2)

(4) あなたは、機構が組織として事実認定していないのにもかかわらず、
違法行為を行ったとする一方的な見解を主張し、
これを理由として行政処分を求める旨の文書を平成 30 年 2 月 1 日付け

で厚生労働省に提出した。

法令違反を指摘することは、機構の役員として及び国民として当然の義務であり、また、理事長の職務権限の範囲内の行為である。

もし、法令違反を組織として認定した上でなければ指摘することができないということであれば、それは違法性の組織的隠ぺいの奨励であり、公益通報者保護法等の昨今の法律を全く理解していない主張である。

しかも、既に機構が組織として厚生局の指導を受けて修正した事項であり、機構が組織として判断していたものであるからここでも事実誤認がある。

しかるに、調査委員会は責任医師の認識について、県は調査結果報告書において両論併記という違法性の追認をしたため、再度、許認可権限をもつ厚生労働省に確認をする必要が生じたために厚生労働省へ提出したのである。

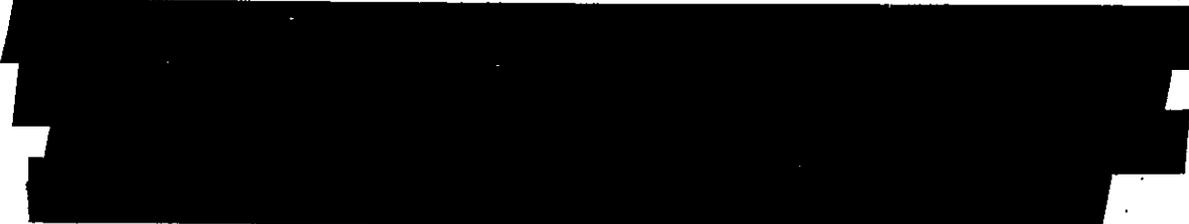
いずれにしても、法令違反の指摘が解任理由とはならないことは論を俟たないことである。

(不利益処分の原因となる事実2)

(5) あなたは、平成30年2月から同年3月までの医師確保対策に成果をあげるとともに、同年4月以降の医師確保に取り組んでいた、がんセンター病院長を降格させる人事異動を、同年2月2日、機構内部の検討を経ず、かつ、病院長に明確な理由を説明することなく強行した。翌開院日の同月5日朝には、当該人事異動に係る理事長名の周知文（来院者向け及び職員向け）及び人事異動通知書が、病院玄関ほか院内の患者や職員の目に容易に触れる複数個所に貼り出され、病院内が騒然とする事態に陥った。

人事異動は理事長の人事権に基づく行為であり、機構内の規程において理事でない大川病院長の異動について、組織的な検討及び決定は法令上及び定款上不要である。

また、理事長が張り紙を出すのに、県立がんセンター職員の許可は不要であり、何の問題もない。



加えて、病院内の混乱については顧問弁護士を派遣して混乱が起きた場合にも対応できるように配慮していた。当日、午前8時30分の外来開始時において確認を行ったが、粛々と外来診療が開始しており騒然とする事態はなかった。

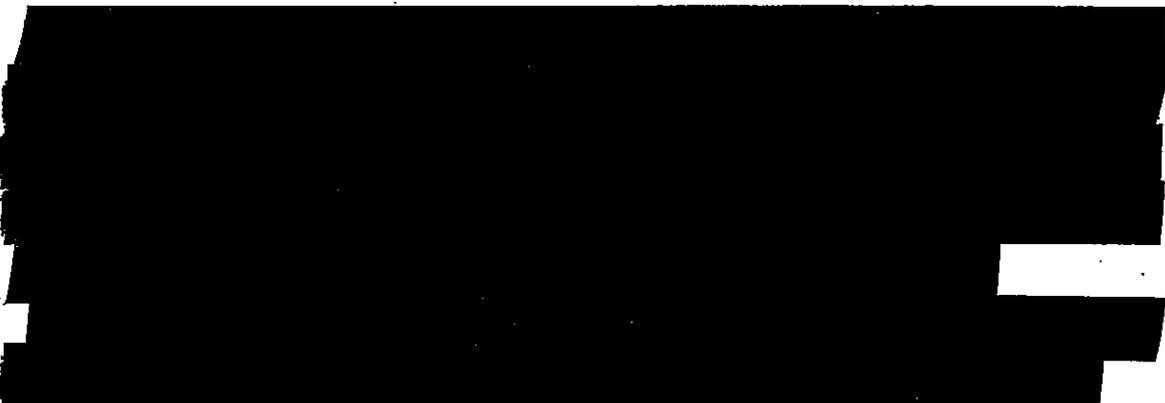
このようにここでも事実誤認がある。

そもそも、地方独立行政法人法上、人事権は理事長の権限とされており、しかも、今回の人事権の発動は、懲戒権の行使としての解任等ではなく単なる人事異動である。

よって、これを解任理由とすることは、地方独立行政法人の自主性・自律性を侵害するものであり地方独立行政法人法に反し違法である。

(不利益処分の原因となる事実2)

(6) 上記のようなあなたの一連の言動を受けて、平成30年2月5日、機構副理事長ほか幹部職員から、理事長の解任を求める緊急声明が発表され、また、がんセンター副院長ほか職員一同から、知事あてに善処を求める旨の書面が提出された。



よって、当該声明については、機構としての組織的な決定が行われたわけではなく、単なる一方的な主張に過ぎない。

このような、機構内部における意見の対立について、県が干渉し、これをもって解任理由とすることは、地方独立行政法人の自主性・自律性を侵害するもので

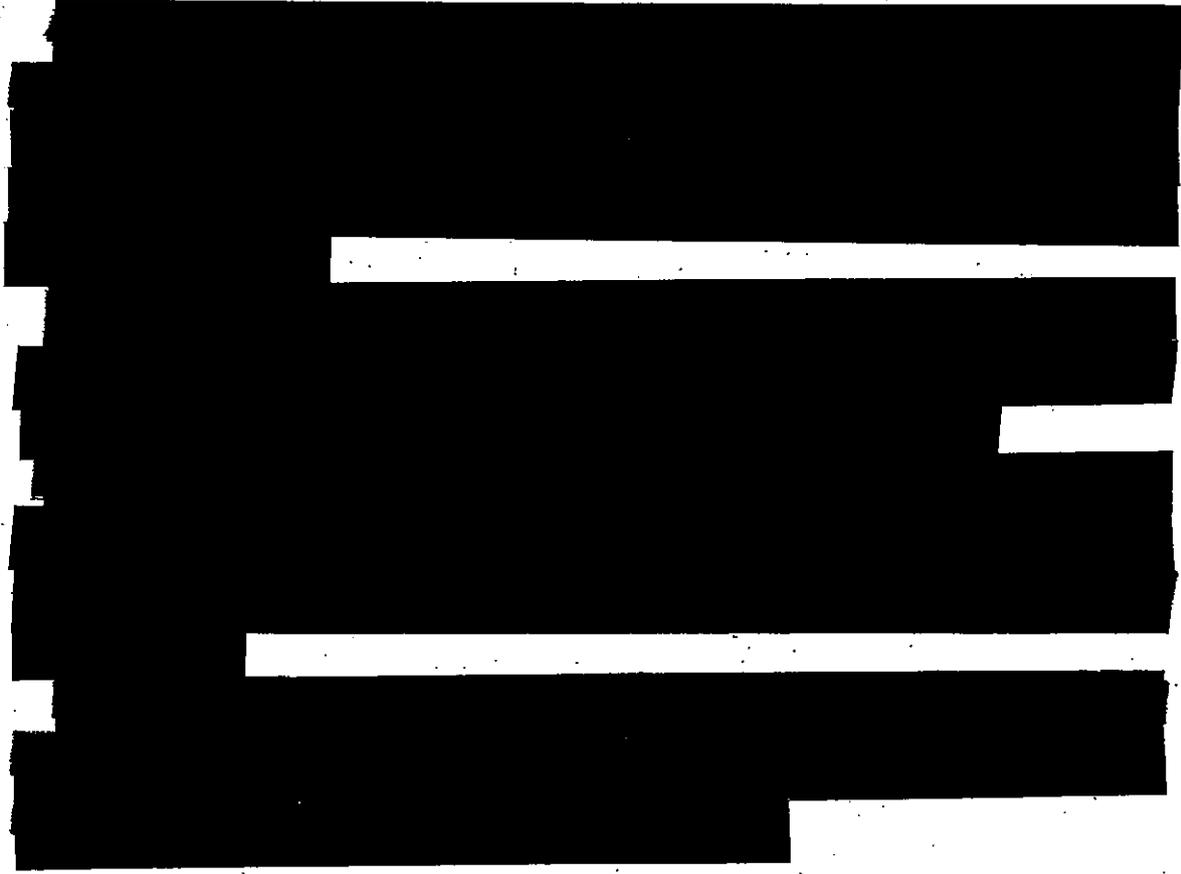
あり地方独立行政法人法に反し違法である。

幹部職員からの書面が知事に出されたことを原因とするのであれば、今後、地方独立行政法人の改革は不可能となるであろう。何のための地方独立行政法人化であったのか、その趣旨に立ち返るべきである。

(不利益処分の原因となる事実3)

3 あなたの一連の行為によって、あなたと機構役職員との信頼関係は大きく損なわれ、がんセンターにとどまらず、機構全体の組織運営における著しい混乱が生じ、このことにより、現下の喫緊の課題である医師確保及び診療継続に支障をきたしかねない状況に陥った。

機構役職員との信頼関係は平成29年12月までは良好であり、病院に対して理事長として必要な指示指導を行っていた。



(不利益処分の原因となる事実)

これらのことを総合的に判断すれば、あなたは、県民に対する高度・専門医

療や地域医療を安定的に提供するという、公共性の高い事業を担う機構の理事長として、十分な資質を有していないといわざるを得ず、このことは、地方独立行政法人法第17条第2項柱書の「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当する。

前述のとおり、被処分者の行為には何ら問題がないから、地方独立行政法人法第17条第2項柱書の「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当しない。

おわりに

地方独立行政法人は、設立団体からは独立した別の法人格を持つ団体であり、これに対しては違法行為を除いて干渉することはできず、一般指揮監督権が無いことは地方独立行政法人法上明らかである。

しかし、知事からの解任の理由は2月5日の知事面談で示されたとおり、地方独立行政法人である県立病院機構に対する神奈川県的一般指揮権があるという知事の見解に基づくものであった。

神奈川県は、設立団体として、地方独立行政法人法を正確に理解しなければならない。

以上